## 宝くじ普及宣伝事業の見直し

平成22年7月21日に全国自治宝くじ事務協議会(以下「全国協議会」という。)に設置された「普及宣伝事業検証PT」から報告された検証結果に基づき、宝くじの普及宣伝事業については下記のとおり見直し、平成23年度から実施する。

記

- 1 宝くじの売上げに直接影響する発売告知広告と宝くじについて 住民の理解を深め、宝くじのイメージアップを図る普及宣伝を明 確に区分するため、普及宣伝の名称を「社会貢献広報」とする。
- 2 発売団体が財団法人日本宝くじ協会(以下「日宝協」という。) 又は財団法人自治総合センター(以下「自治総」という。)から助 成を受けて行っていた普及宣伝事業は廃止する。

発売団体は、収益金を充当した施設・施策を活用することにより社会貢献広報を実施する。

発売団体がカバーできない範囲の社会貢献広報は、一般市町村 及び公益法人を通じて行う。

なお、発売団体の着実な社会貢献広報を促進するため、グリーンジャンボ宝くじの収益金の一部に均等配分を導入する。

- 3 発売団体が行う全国的な大規模事業や先進的な事業で社会貢献 広報効果が非常に高いものについては、経費として予算措置をし、 全国協議会の議決により執行する。
- 4 一般市町村については、コミュニティ活動など住民に最も身近な事業に対する助成を通じて社会貢献広報を実施する。

なお、一般市町村を通じたコミュニティ助成は、自治総に再委

託して行う。

5 公益法人については、個別自治体にとどまらない、広域的な公 益事業による社会貢献広報事業を実施する。

なお、公益法人への助成は、日宝協に再委託して行う。

- 6 宝くじ資金の流れを整理し、単純化するため以下の助成は廃止する。
  - 発売団体が宝くじの収益金から分担金を支出している公益 法人に対して行う助成
  - 宝くじ資金を助成金として交付された公益法人が一般市町 村等に対して行う助成
- 7 発売団体のガバナンスを強化するため、公益法人への助成事業 ついては、全国協議会で助成方針、選定基準を策定する。

さらに、社会貢献広報について監督するために、全国協議会の 中に新たな組織を設置する。

監督にあたっては、第三者から意見を聴取することとする。

- 8 社会貢献広報の全体スキームについて定期的な見直しを行う。 なお、以下の項目は引き続き検討課題とする。
  - 発売団体が収益金充当事業を活用して行う社会貢献広報と 財源確保の方法
  - 日宝協、自治総の事務量の精査と再委託のあり方
  - 9 社会貢献広報事業に携わる全ての団体は、情報公開を徹底する。

発売団体は、自らの広報紙やHP等により収益金の使途など を積極的に公表する。

- 10 普及宣伝事業の見直しにより生じた財源の配分は以下のとおりとする。
  - 発売団体については、収益金の増加及び当せん金への配分 に伴う売上げ向上による収益金の増加により、減収が生じな いようする。
  - 一般市町村については、助成金の削減分について市町村振 興宝くじであるサマージャンボ宝くじ(1000万サマー宝 くじを含む)及びオータムジャンボ宝くじの収益金として増 額して配分し、総額を確保する。
  - 見直し財源の一部を宝くじファンへの還元として当せん金 へ配分するとともに、売上げ向上も目指す。
- 11 社会貢献広報費について、定率・固定性を廃止し、総額の上限を定める。
- 12 普及宣伝事業の見直しについては、平成23年度より実施する。